

指定管理者制度 説明会

【本日の説明内容】

- 1 地区まちづくりセンターの主な役割
- 2 指定管理者制度とは
- 3 指定管理者の主な業務
- 4 モデル地区（須津・松野）の事例紹介
- 5 今後の指定管理者制度導入スケジュール



1 地区まちづくりセンターの主な役割

- (1) 地区まちづくり活動、防災の拠点
- (2) 地区住民と行政のパイプ役
- (3) 市民サービスコーナー業務
- (4) 地域に根差した生涯学習活動の振興を図る



2 指定管理者制度は

市と一緒に、
施設の管理・運営を民間等の団体が行うこと

(市)



管理・運営



(指定管理者)



サービス



(利用者)



指定管理者制度導入の基本的な考え方

- 指定管理者制度は施設の管理運営手法の一つ
- 行政運営の更なる効率化、経費節減
- 効果的かつ効率的な施設の管理運営の実施
 - 民間のノウハウの活用によるサービスの向上や管理運営コストの削減等

3 指定管理者の主な業務

(指定管理者)



- ①施設管理、貸館業務
- ②市各課からの要請事項の対応
- ③市民と行政窓口との取り次ぎ
- ④地区の自由な発想で事業を実施
- ⑤諸証明の受付・交付(委託)



4 モデル地区（須津・松野）の紹介

試行期間：令和4年度～令和6年度

（1）指定管理者制度導入前に行ったこと

（2）大変だと感じたこと

（3）良かったこと、その他感じたこと



(1) 指定管理制度導入前に行ったこと

●両地区で住民を対象にアンケートを実施

(目的)・地区の課題を探り、住民の声を吸い上げるため

・地区に根差した活動を主体的に行うため

(内容)・まちづくり協議会の認知度 ・地域活動への関心度

・困りごとや不安に感じていること



(2) 大変だと感じたこと

- ① 指定管理導入までの準備
- ② 指定管理者となってからの手続き
- ③ 指定管理者としての日常管理

①指定管理導入までの準備

●法人設立のための手続き(任意)

- ・定款等の登記申請書類の作成

●指定管理者選定評価委員会の準備

- ・事業計画書等の書類作成
- ・プレゼンテーション準備

導入までの準備等

まちづくり課と
まちづくりセンター職員も
一緒にサポートします！

②指定管理者となつてからの手続き

- 公共職業安定所や労働基準監督署、
税務署、年金事務所への書類提出

③指定管理者としての日常管理

- 予算管理、労務管理

須津・松野地区では、
それぞれ税理士に
税務管理業務を委託し、
管理方法等について
相談にのっていただい
ています。

(3) 良かったこと①

- 指定管理料の範囲内であれば、地区の要望に沿った事業等を、
地区の裁量で素早く対応できる。
- 地区の問題を自分ごととして考えるようになり、新しい意見が出るようになった(活気が出た)。

(3) 良かったこと②

●事務室をまちづくり協議会が自由に使えるようになったことで、
活動の拠点ができ、活動しやすい体制になった。

地区の特色を出しやすくなった。

●地元の人を雇用し業務にあたることで、
敷居が低くなり、声をかけやすい雰囲気になった。



(3) 良かったこと③

法人化したことで。。。

- 責任の所在が明確化した。
- まちづくり協議会の組織体制がしっかりし、構成団体等で自分たちが行うべきこと(事業)がはっきりした。

(3) その他感じたこと

- 実際にやりながら見えてくる部分もあるため、常にどうしたら良くなるか考えることが大切。
- 指定管理者制度は、自分たちの地区で何がしたいのか、何をしていけば良いのかを考える事業。
- 困ったらまちづくり課に相談できる(相談相手がいる)。

須津・松野地区のホームページ・Instagram



(1) 実施事例・・・須津

- ロビーのレイアウト変更
- 公用車のリース
- ドリンクサーバーの設置
- 駐輪場等の自主ペンキ塗り
- トイレの自動洗浄化

▼ロビーレイアウト変更



▼駐輪場ペンキ塗り



▼トイレの自動洗浄化



▼古墳ロードスタンプラリー



(1) 実施事例・・・松野

- ロビーにテレビやドリンクサーバーを設置
- 資源ごみ回収ステーションを設置し、収入をデマンドタクシーの運賃割引の資源としたコミュニティビジネスの実施
- 朝市等の自主事業の実施



▼資源ごみ回収
ステーションの設置



◀テレビ・ドリンクサーバー
の設置

▼朝市の開催



映画鑑賞会(松野) ▶



▼自習室開放(松野)



まちづくり活動の拠点を確保でき、
地区の**自由な発想で事業を実施**できる

- ・地区の住民が運営することで、人と人の関係がより密に！
- ・地区の人が集まることで情報が集まり、人材発掘・育成につながる
- ・活動を事業化することで、地区の困りごとの解決につながる



地区の活動が活性化



補足①

職員配置（須津・松野地区の場合）

●3人配置（センター長、事務職員2人）

※まちづくり協議会が雇用する。

●平日夜間と土・日曜日はシルバー人材センターに委託。

※指定管理料から委託料を出して委託契約する。

補足②

指定管理料

●概ね1,200～1,500万円(年額)

※施設規模や設備の内容によって異なる。

●主な内訳・・・人件費、管理業務委託料、光熱水費等、消耗品費、
軽微な修繕、備品購入費 など

5 今後の指定管理者制度導入スケジュール

次期指定管理者制度(令和7年度～令和11年度)

●毎年12月に2年後の指定管理者を募集

(例)令和8年4月に導入を希望する場合

→令和6年12月までに、立候補の意思表示をする

※令和8年度以降に導入・・・指定管理期間の終期は令和11年度。

ご清聴いただき、ありがとうございました。

